『後期高齢医療被保険者証』 『介護保険負担割合証』 『介護保険負担限度額認定証』 の提出について

- ①後期高齢者医療費被保険者証
- ②介護保険負担割合証
- ③介護保険負担限度額認定証(対象者のみ)

上記証類の有効期限が

令和3年7月31日まで

となっております。

各市町村より届きましたら施設事務窓口までご提出を お願いいたします。

郵送方法がそれぞれ異なりますのでご注意願います

- ・介護保険『負担割合証』および『負担限度額認定証』
 - → 普通郵便(ポスト投函)
- ·『後期高齢者医療被保険者証 → 簡易書留(対面配達)
- ※簡易書留は不在の場合、不在連絡票が投函され、再配達か郵便局まで取りに行く必要があります。 郵便局の保管期間が過ぎた場合は、市町村に返送されてしまいますのでご注意ください。

【問い合わせ先】相談室 内藤・事務 八代 まで